日 盲 連 発 第 2 8 号 平成 2 7 年 5 月 2 7 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

論点の整理(案)に対する意見書

社会福祉法人 日本盲人会連合 会長 竹下 義樹

障害者福祉施策に対する日頃のご尽力に対し心より敬意を表します。

今だ、障害者は、先行き不透明の中にありますが、昨年2月には「国連障害者の権利に関する条約」が批准され、関連法律も次々と成立し、障害者が安心して暮らせる地域社会の実現に大きな希望を抱いております。

このたびは私どもの意見を述べる機会をいただき感謝申し上げます。次に要望いたします制度などの具体化に向け精力的にお取り組みいただくようお願い申し上げます。

なお、今回の意見書には、本ヒアリングに馴染まないテーマも掲げておりますが、 視覚障害者福祉に深く関連しているテーマでもあり、是非趣旨をご理解いただきま すようお願い申し上げます。

Ⅲ 障害者等の移動の支援について

障害者福祉サービスの報酬、とりわけ同行援護事業の報酬単価については行動援護事業及び重度包括訪問事業とは異なり、視覚障害者の安全と情報保障を目的とし、利用実態も全く異なることを踏まえ大幅に増額し、ガイドヘルパーの確保と良質な同行援護を実現していただきたい。

○ 個別給付に係る移動支援と地域生活支援事業に係る移動支援の役割分担についてどう考えるか。

現在、視覚障害者の外出に関しては、同行援護と通院介助等いくつかの手段があります。しかし、これらの利用の仕方(組合せや優先順位など)に関しては地方自治体ごとにその判断が異なっているのが現状です。その解決のため、視覚障害者の外出に関しては、同行援護事業を中心として優先利用ができる制度にしていただきたい。

また、外出における同行援護事業の支給量は個人の状況に応じてその必要性を満たすことを厚生労働省が通知されているにもかかわらず、地方自治体ごとに支給量が大きく異なり、地域間格差が生じています。その矛盾を解消するためにも、当事

者が要望する支給量を地方自治体が決定するようにしていただきたい。

○ 個別給付に係る移動支援について、通勤・通学等や入所中・入院中の取扱いを どう考えるか。

同行援護、移動支援事業の制限を緩和し、通勤介助、通学介助、自営業者の出張などにも拡大することについてご検討いただきたい。

就学については教育保障の観点、通勤については就労保障の観点、出張については就業保障の観点からそれぞれ教育機関、事業所あるいは個人事業主の負担に係るものとの考え方もありますが、視覚障害者の生活、自己実現を包括的に支援するという立場あるいは、個別の教育機関・事業者単独で当事者の必要に応じた移動保障に従事する要因の確保は困難であり、むしろ移動支援・同行援護事業の一環として制度に組み入れる方が現実的であり有効である。

また、入院時の外出について、同行援護が利用できるよう早期に整理を行っていただきたい。

○ その他

1. 同行援護に同行援護事業者の車両を用いることについて

中山間地域、過疎地域における視覚障害者の「移動の補償」の観点から同行援護・ 移動支援事業に組み入れていただきたい。

2. 生活訓練・歩行訓練について

歩行訓練士が一人も配置されていない都道府県が18にも上ります。生活訓練・ 歩行訓練は、視覚障害者、特に就学期の児童、中途視覚障害者の移動保障の観点から極めて重要です。

また、歩行訓練は、当事者の生活領域に変化がある度に必要となる訓練領域です。 単にリハビリテーションという立場からではなく、必要に応じていつでも提供できる制度の確立が必要です。

歩行訓練士の配置基準を創設し、少なくともどの都道府県に住もうとも視覚障害者の必要に応じて歩行訓練が受けられる体制を確立いただきたい。

Ⅲ 障害者の就労支援について

○ 就労継続支援 (A型及びB型)、就労移行支援の機能やそこでの支援のあり方についてどう考えるか。

就労支援事業(A型・B型作業所)の人数制限を緩和いただき、最低10名程度 としていただきたい。制限値が高く、都市部以外での新規算入が困難であり、当事 者にとっても不利益になっています。

IV 障害者支援区分の認定を含めた支援決定の在り方について

○ 障害支援区分の意義・必要性・役割についてどう考えるか。

支援区分認定基準と認定について

視覚障害の特性を踏まえた「障害支援区分」については、「障害者権利条約」の原理・原則である障害者の「自主選択権」「自主決定権」を原則とした視点に基づき、障害支援区分を改正し、視覚障害の特性を踏まえ、その不利益を十分に反映したものとなるよう改善を行っていただきたい。

○ 障害支援区分の認定における障害特性の更なる反映についてどう考えるか。

身体障害者手帳の等級認定について

障害者手帳の等級の認定については、制度上の谷間にある者、認定の枠外にある者など、認定を受けられない者やその困難に比して軽度の障害としか認定されない者が多数存在します。例えば片目失明者、両眼視力差が大きい者、視野欠損など社会生活を営む上で極めて大きな困難を抱えているにもかかわらず認定を受けられない者、認定基準が生活の実情に比して厳しすぎるため認定を受けられない者など、認定を受けられる者と受けられない者の間に大きな落差が存在しています。

手帳の等級の認定基準を見直し、これらの者が障害認定を受けられるよう基準の 改定を行っていただきたい。

VI 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害の

ため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

- 意思疎通支援事業の内容・運営についてどう考えるか。
- 意思疎通支援事業についての財政的措置のあり方についてどう考えるか。
- 意思疎通支援関係の人材養成についてどう考えるか。
- 1. 点訳・音訳者養成事業も、意思疎通支援事業に組み入れていただきたい。
- 2. 専門文や、専門書などの点訳、音訳などによる情報提供も、意思疎通支援事業に組み入れていただきたい。

(説明)

障害者自立支援法の制定に伴い従来のコミュニケーション支援事業を意思疎通支援事業とされたのは、双方向のコミュニケーションを想定されたものと理解しております。

地域生活支援事業の中において「意思疎通支援を行う者の養成」とあります。意 思疎通を支援する手段としては聴覚障害者の手話通訳・要約筆記の他に、盲ろう者 の触手話・指点字や視覚障害者の代読・代筆などもその一部として説明されていま す。また、これまでは視覚障害者のための音訳・点訳もコミュニケーション支援事 業として位置付けられてきました。しかし、音訳・点訳は娯楽や一般教養に加え専 門分野の音訳・点訳も含まれているにもかかわらず、これまではボランティアの支 援にのみ頼ってきました。専門書の点訳者や音訳者を養成し、録音図書や点字書を 製作することは、極めて専門性の高い作業であり、いつまでも無償の奉仕活動では 視覚障害者のニーズに応えることはできません。

点訳・音訳者養成事業を自立支援給付としての意思疎通支援事業に組み入れ、併せて専門分野や専門書などの点訳、音訳などによる情報提供が必要です。

3. 全盲者に限らず弱視者への情報保障としてテキストデイジー制作員、マルチメディアデイジー制作員などの「データ作成の支援者の養成」を事業として組み入れていただきたい。

(説明)

テキストデイジー、マルチメディアデイジーは、弱視者が自分にあった文字の大きさで、音声を聞きながら活字を見ることのできる媒体です。聞きながら見ることにより、弱視者の読書環境は格段に改善されます。

2010年の著作権法の改正により「視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者」として、サービス対象者を視覚障害者以外にも拡大されました。また、発達障害者などの読書にテキストデイジーなどが有用であることが指摘されるようにもなってきました。幅広い障害者が活用している媒体であり、情報保障の観点からデータ制作の支援者の養成も意思疎通支援事業に組み入れていただきたい。

○ 意思疎通支援に関する他施策との連携をどう考えるか。

代筆代読のための訪問サービスを同行援護事業もしくは地域生活支援事業に組み 入れていただきたい。

(説明)

同行援護事業も移動支援事業も外出時の支援事業に位置付けられています。

視覚障害者は、外出時においても在宅時においても情報保障が必要ですが、在宅時における情報保障の仕組みがないため、手紙・葉書の判読返信はおろかその識別さえ困難な状況にあります。また、在宅時においても日常生活に関する各種の手続きを求められる場面も数多くあります。

新たに代筆代読のための訪問サービスを位置付ける必要があり、その事業としては「情報保障」を主眼に置いた同行援護事業の一環として位置付けることが適当と考えます。

Ⅷ 高齢の障害者に対する支援の在り方について

- 障害者総合支援法第7条における介護保険優先原則について、どう考えるか。
 - 6 5 歳を超えて障害となった場合の障害福祉サービスの提供について
- 65歳を超えて障害となった場合に、障害福祉サービスが受給できないが、介護 保険適用では、視覚障害者の必要を満たさないため、65歳を以降に障害者となっ た場合にも制度の適用をしていただきたい。